

受付番号 2
令和 7 年 1 月 19 日受付

入札説明書等に対する質問と回答

件名：鹿児島市立川上小学校ほか 9 校で使用する電気

(令和 7 年 1 月 15 日告示第 1474 号)

質問	回答
1 単価固定型の場合、燃料費等調整額の単価を超えない範囲で行うものとはどこまでをいうのか。また、その場合において、受注者の責によらない理由でこれを超える場合は、発注者と受注者で協議の上となっているが、どこあたりまで協議できるのか。	燃料価格等の変動に基づき、本市を管轄するみなみ小売電気事業者が適用する算定諸元又は入札者が独自に定める算定諸元により設定する月毎の金額が、なるべく積算内訳書に記載した金額より低くなるようにしてください。 また、積算内訳書に記載した金額を超える場合は、受注者による書面等での申出を受けて、燃料価格の変動から大きく逸脱した金額になっていないかを発注者が確認し、疑義がなければ承認する流れになります。
2	
3	
4	